

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則</p>	<p>規則名 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則</p>
<p>(目的) 第1条 本規則は、<b>第一種会員(デリバティブ)</b>により行われる顧客との定款第3条第21項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引について、顧客に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 本規則は、<b>会員</b>により行われる顧客との定款第3条第8項に規定する暗号資産関連デリバティブ取引について、顧客に対して取引を勧誘する行為及び取引の勧誘を目的とする広告並びに景品類の提供等に関し、その適正な業務運営に関する基本事項を定めることにより、勧誘及び広告等の適正化を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。</p>
<p>(勧誘の基本姿勢) 第2条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、取引の勧誘に際して、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るために、顧客に対して的確な情報を提供しなければならない。 2 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を締結する目的を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に即した取引の勧誘を行わなければならない。 3 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、取引の勧誘に際しては、自己</p>	<p>(勧誘の基本姿勢) 第2条 <b>会員</b>は、取引の勧誘に際して、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るために、顧客に対して的確な情報を提供しなければならない。 2 <b>会員</b>は、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約を締結する目的を慎重に勘案し、顧客の意向と実情に即した取引の勧誘を行わなければならない。 3 <b>会員</b>は、取引の勧誘に際しては、自己の判断及び責任で取引</p>

<p>の判断及び責任で取引を実施すべきことを、顧客に対して適切に理解させなければならない。</p>	<p>を実施すべきことを、顧客に対して適切に理解させなければならない。</p>
<p>(勧誘開始基準)</p> <p>第3条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、顧客に対し、暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行うにあたっては、取引の種類ごとに勧誘を開始する基準を定めるものとし、当該基準に適合した者でなければ、当該取引の勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、未成年及び高齢者に暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行う場合には、当該会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、未成年及び高齢者の定義及び提供する取引並びに暗号資産の種類、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な取引勧誘を行わなければならない。</p>	<p>(勧誘開始基準)</p> <p>第3条 <b>会員</b>は、顧客に対し、暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行うにあたっては、取引の種類ごとに勧誘を開始する基準を定めるものとし、当該基準に適合した者でなければ、当該取引の勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、未成年及び高齢者に暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行う場合には、当該会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、未成年及び高齢者の定義及び提供する取引並びに暗号資産の種類、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な取引勧誘を行わなければならない。</p>
<p>(勧誘の承諾)</p> <p>第4条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約(以下「暗号資産等関連デリバティブ契約」という。)の締結につき、その勧誘に先立って、顧客から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、顧客が勧誘を受ける旨を承諾した場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、暗号資産等関連デリバティブ契約の締結につき、顧客が当該契約を締結しない旨</p>	<p>(勧誘の承諾)</p> <p>第4条 <b>会員</b>及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約(以下「暗号資産関連デリバティブ契約」という。)の締結につき、その勧誘に先立って、顧客から当該勧誘を行うことについての承諾を得なければならない。</p> <p>2 <b>会員</b>及びその役職員は、顧客が勧誘を受ける旨を承諾した場合には、当該承諾の事実を事後に確認できるよう記録・保存しなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b>及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ契約の締結につき、顧客が当該契約を締結しない旨の意思(当該契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示した場合に</p>

の意思（当該契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した場合には、以後、当該顧客を勧誘してはならない。ただし、当該顧客から再び勧誘の要請があった場合にはこの限りではない。

4 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、取引の勧誘が目的であることをあらかじめ明示しないで顧客を勧誘してはならない。

5 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約の締結について、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし**第一種会員（デリバティブ）**との間で継続的な取引関係にある顧客（勧誘の日前一年間に暗号資産等関連店頭デリバティブ取引（暗号等資産並びに暗号等資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値である金融指標に係るものに限る。以下、本項において同じ。）に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）を除く。

6 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、顧客の私生活又は業務の平穩を害するような勧誘（顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問による勧誘を含む。）を行ってはならない。

（他者による勧誘の禁止）

第5条 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、暗号資産等関連デリバティブ取引を行うことができる金融商品取引業者（以下

は、以後、当該顧客を勧誘してはならない。ただし、当該顧客から再び勧誘の要請があった場合にはこの限りではない。

4 **会員**及びその役職員は、取引の勧誘が目的であることをあらかじめ明示しないで顧客を勧誘してはならない。

5 **会員**及びその役職員は、**定款第3条第8項に規定する**暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約の締結について、勧誘を要請していない顧客に対し、訪問し又は電話をかける方法により勧誘を行ってはならない。ただし**会員**との間で継続的な取引関係にある顧客（勧誘の日前一年間に暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。）を除く。

6 **会員**及びその役職員は、顧客の私生活又は業務の平穩を害するような勧誘（顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問による勧誘を含む。）を行ってはならない。

（他者による勧誘の禁止）

第5条 **会員**及びその役職員は、暗号資産関連デリバティブ取引を行うことができる金融商品取引業者（以下「暗号資産関連デリバテ

<p>「暗号資産等関連デリバティブ取引業者」という。)以外の者に、第一種会員(デリバティブ)のために、顧客に対して暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行わせてはならない。</p>	<p>「暗号資産等関連デリバティブ取引業者」という。)以外の者に、会員のために、顧客に対して暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行わせてはならない。</p>
<p>(特別の利益提供の禁止)</p> <p>第6条 第一種会員(デリバティブ)及びその役職員は、暗号資産等関連デリバティブ取引につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を保証することを約して(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 第一種会員(デリバティブ)及びその役職員は、顧客による資金又は暗号資産等の借入について、その保証、あっせんの便宜を供与することを約して勧誘を行ってはならない。</p>	<p>(特別の利益提供の禁止)</p> <p>第6条 会員及びその役職員は、暗号資産等関連デリバティブ取引につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくはその指定した者に対し特別の利益を保証することを約して(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)勧誘を行ってはならない。</p> <p>2 会員及びその役職員は、顧客による資金又は暗号資産の借入について、その保証、あっせんの便宜を供与することを約して勧誘を行ってはならない。</p>
<p>(虚偽・偽計及び誇大広告の禁止)</p> <p>第7条 第一種会員(デリバティブ)及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し、虚偽の事実を告げてはならない。</p> <p>2 第一種会員(デリバティブ)及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。</p> <p>3 第一種会員(デリバティブ)及びその役職員は、顧客を相手方として暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をするに際し、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに</p>	<p>(虚偽・偽計及び誇大広告の禁止)</p> <p>第7条 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し、虚偽の事実を告げてはならない。</p> <p>2 会員及びその役職員は、取引の勧誘に際して、顧客に対し虚偽の表示をし、又は重要な事実につき誤解を生じせしめるべき表示をしてはならない。</p> <p>3 会員及びその役職員は、顧客を相手方として暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をするに際し、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「業府令」という。)第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項について、当該顧客を誤認させるような表示をしてはならない。</p>

<p>掲げる事項<b>その他重要な事項</b>について、当該顧客を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>4 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>及びその役職員は、取引の勧誘に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。</p>	<p>4 <b>会員</b>及びその役職員は、取引の勧誘に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。</p>
<p>(断定的判断の提供禁止)</p> <p>第8条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>及びその役職員は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれがあることを告げて取引の勧誘を行ってはならない。</p>	<p>(断定的判断の提供禁止)</p> <p>第8条 <b>会員</b>及びその役職員は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれがあることを告げて取引の勧誘を行ってはならない。</p>
<p>(大量推奨販売等の禁止)</p> <p>第9条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>及びその役職員は、不特定かつ多数の顧客に対し、公正な価格の形成を損なうおそれのある特定かつ少数の暗号資産等関連デリバティブ取引を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。</p> <p>2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>及びその役職員は、取引価格の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、暗号資産等関連デリバティブ取引を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。</p>	<p>(大量推奨販売等の禁止)</p> <p>第9条 <b>会員</b>及びその役職員は、不特定かつ多数の顧客に対し、公正な価格の形成を損なうおそれのある特定かつ少数の暗号資産関連デリバティブ取引を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。</p> <p>2 <b>会員</b>及びその役職員は、取引価格の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、暗号資産関連デリバティブ取引を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘してはならない。</p>
<p>(暗号<b>等</b>資産関係情報を利用した勧誘の禁止)</p> <p>第10条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>及びその役職員は、入手した暗号<b>等</b>資産関係情報（「暗号資産<b>等</b>関連デリバティブ取引業に係る暗号<b>等</b>資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第1項に</p>	<p>(暗号資産関係情報を利用した勧誘の禁止)</p> <p>第10条 <b>会員</b>及びその役職員は、入手した暗号資産関係情報（「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第2条第1項に定める意味をいう。）を利用し</p>



<p>定める意味をいう。)を利用して、顧客の取引を勧誘してはならない。</p>	<p>て、顧客の取引を勧誘してはならない。</p>
<p>(対当取引の勧誘禁止) 第11条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と対当する取引を勧誘してはならない。</p>	<p>(対当取引の勧誘禁止) 第11条 <b>会員</b>及びその役職員は、顧客に対し、当該顧客が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引と対当する取引を勧誘してはならない。</p>
<p>(根拠を示さない勧誘の禁止) 第12条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、顧客に対し、業府令第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関し裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示をして勧誘してはならない。</p>	<p>(根拠を示さない勧誘の禁止) 第12条 <b>会員</b>及びその役職員は、顧客に対し、業府令第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関し裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示をして勧誘してはならない。</p>
<p>(明瞭な表示を行わない勧誘の禁止) 第13条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、顧客に対し、業府令第76条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しないことを含む。)勧誘してはならない。</p>	<p>(明瞭な表示を行わない勧誘の禁止) 第13条 <b>会員</b>及びその役職員は、顧客に対し、業府令第76条第三号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで(書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあつては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しないことを含む。)勧誘してはならない。</p>
<p>(契約締結前説明書面の説明) 第14条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>及びその役職員は、取引の勧誘に際して、協会が別に定める「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第8条に定める契約締結前書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資</p>	<p>(契約締結前説明書面の説明) 第14条 <b>会員</b>及びその役職員は、取引の勧誘に際して、協会が別に定める「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第8条に定める契約締結前書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連取引契約を締結す</p>

<p>産等関連デリバティブ取引に係る契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により説明しなければならない。</p>	<p>る目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により説明しなければならない。</p>
<p>(広告宣伝等の基本姿勢)</p> <p>第15条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、広告(これに類似するものとして業府令第72条に規定する行為を含む。以下同じ。)又は景品類の提供を行う場合には、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図らなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、広告の内容に関し、的確な情報をもって、明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、実施する広告又は景品類の提供が本規則に反することが明らかとなった場合には、速やかに、本規則に則した取扱いとするために必要な措置を取らなければならない。過去に実施した広告又は配布した景品類についても、その回収に努めなければならない。</p>	<p>(広告宣伝等の基本姿勢)</p> <p>第15条 <b>会員</b>は、広告(これに類似するものとして業府令第72条に規定する行為を含む。以下同じ。)又は景品類の提供を行う場合には、顧客保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図らなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、広告の内容に関し、的確な情報をもって、明瞭かつ正確に表示しなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、実施する広告又は景品類の提供が本規則に反することが明らかとなった場合には、速やかに、本規則に則した取扱いとするために必要な措置を取らなければならない。過去に実施した広告又は配布した景品類についても、その回収に努めなければならない。</p>
<p>(禁止行為)</p> <p>第16条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、公序良俗に照らして不適切な場所等(インターネット上のホームページなど広告の内容を伝達するための一切の手段を含む。)及び時間を利用して広告を行ってはならない。</p> <p>2 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、顧客の射幸心又は競争心を煽ることを目的として、広告又は景品類の提供を行ってはならない。</p> <p>3 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、特定の暗号資産等又は暗号資</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第16条 <b>会員</b>は、公序良俗に照らして不適切な場所等(インターネット上のホームページなど広告の内容を伝達するための一切の手段を含む。)及び時間を利用して広告を行ってはならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、顧客の射幸心又は競争心を煽ることを目的として、広告又は景品類の提供を行ってはならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、特定の暗号資産又は暗号資産関連金融指標を過度に推</p>

<p>産等関連金融指標を過度に推奨する目的をもって、広告及び景品類の提供を行ってはならない。</p> <p>4 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> は、景品類を提供する場合には、不正競争防止法及びその関連法規に従い、会員間の公正な競争環境を乱すことなく、これを実施しなければならない。</p>	<p>奨する目的をもって、広告及び景品類の提供を行ってはならない。</p> <p>4 <b>会員</b>は、景品類を提供する場合には、不正競争防止法及びその関連法規に従い、会員間の公正な競争環境を乱すことなく、これを実施しなければならない。</p> <p>（第三者による広告等の配布）</p>
<p>（第三者による広告等の配布）</p> <p>第 17 条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> は、<b>第一種会員（デリバティブ）</b> の役職員以外の者に広告物（電子媒体を含む。以下、本条において同じ。）又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を依頼した役職員の氏名及び配布を請け負った者の氏名、住所、配布を行う方法、場所、配布期間を記録し、保管しなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> は、役職員以外の者に広告物又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を行う者に対して、適切に広告物又は景品類の配布を行うために守るべき事項を具体的に示し、その内容を理解させなければならない。</p>	<p>（第三者による広告等の配布）</p> <p>第 17 条 <b>会員</b>は、<b>会員</b>の役職員以外の者に広告物（電子媒体を含む。以下、本条において同じ。）又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を依頼した役職員の氏名及び配布を請け負った者の氏名、住所、配布を行う方法、場所、配布期間を記録し、保管しなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、役職員以外の者に広告物又は景品類の配布を行わせる場合には、配布を行う者に対して、適切に広告物又は景品類の配布を行うために守るべき事項を具体的に示し、その内容を理解させなければならない。</p>
<p>（自社ページ等への誘導表示）</p> <p>第 18 条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> が使用するバナー等（第三者が管理するウェブページやメール上に貼付され、<b>第一種会員（デリバティブ）</b> が指定するウェブページに誘導するための表示をいう。以下同じ。）は、広告とみなす。</p> <p>2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> は、バナー等（ただし、第 19 条に規定するアフィリエイト広告として用いるバナー等を除く。）を広</p>	<p>（自社ページ等への誘導表示）</p> <p>第 18 条 <b>会員</b>が使用するバナー等（第三者が管理するウェブページやメール上に貼付され、<b>会員</b>が指定するウェブページに誘導するための表示をいう。以下同じ。）は、広告とみなす。</p> <p>2 <b>会員</b>は、バナー等（ただし、第 19 条に規定するアフィリエイト広告として用いるバナー等を除く。）を広告として利用する場合、バナー等から遷移し表示されるページに第 22 条に規定する表示事</p>



<p>告として利用する場合、バナー等から遷移し表示されるページに第22条に規定する表示事項を記載しなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、バナー等から自己のホームページに遷移させる場合には、バナーを付したコンテンツの閲覧者が、第一種会員（デリバティブ）との暗号資産等関連デリバティブ取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項を遷移の途中又は会員ホームページに表示し、顧客の注意を促さなければならない。</p>	<p>項を記載しなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、バナー等から自己のホームページに遷移させる場合には、バナーを付したコンテンツの閲覧者が、会員との暗号資産関連デリバティブ取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項を遷移の途中又は会員ホームページに表示し、顧客の注意を促さなければならない。</p>
<p>（アフィリエイト広告の取扱い）</p> <p>第19条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、アフィリエイト広告を行う場合、当該広告を含むコンテンツの内容について、広告等審査基準を適用し、その適否を判断しなければならない。かかる審査の結果、不適切と判断したコンテンツをアフィリエイト広告に利用してはならない。</p> <p>2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、アフィリエイト広告の実施期間中に、その利用するコンテンツ内に広告等審査基準に照らし不適切な内容を検知した場合には、当該コンテンツの内容が適切な状態を回復しない限り、当該コンテンツの利用を継続してはならない。</p> <p>3 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、アフィリエイト広告の実施期間中、利用するコンテンツの監視に努めなければならない。</p>	<p>（アフィリエイト広告の取扱い）</p> <p>第19条 <b>会員</b>は、アフィリエイト広告を行う場合、当該広告を含むコンテンツの内容について、広告等審査基準を適用し、その適否を判断しなければならない。かかる審査の結果、不適切と判断したコンテンツをアフィリエイト広告に利用してはならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、アフィリエイト広告の実施期間中に、その利用するコンテンツ内に広告等審査基準に照らし不適切な内容を検知した場合には、当該コンテンツの内容が適切な状態を回復しない限り、当該コンテンツの利用を継続してはならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、アフィリエイト広告の実施期間中、利用するコンテンツの監視に努めなければならない。</p>
<p>（アフィリエイトターによる勧誘の禁止）</p> <p>第20条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、アフィリエイト広告を行う場合には、第5条の定めに従って、アフィリエイトター（暗号資産等関連デリバティブ取引業者を除く。）に対し、暗号資産等関連デリバ</p>	<p>（アフィリエイトターによる勧誘の禁止）</p> <p>第20条 <b>会員</b>は、アフィリエイト広告を行う場合には、第5条の定めに従って、アフィリエイトター（暗号資産関連デリバティブ取引業者を除く。）に対し、暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を委託し</p>

ティブ取引の勧誘を委託してはならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、当該アフィリエイトが**第一種会員（デリバティブ）**のために暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行った場合には、当該アフィリエイトとの契約を解除することを、あらかじめアフィリエイトとの間で合意しなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項に定める合意に反し、アフィリエイトが暗号資産等関連デリバティブ取引を勧誘したことを確認した場合には、直ちに当該アフィリエイトとの契約を解除しなければならない。

4 **第一種会員（デリバティブ）**は、アフィリエイトが暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行うことを誘発させ、又は助長させるおそれのある過度なインセンティブを、アフィリエイトに対して付与してはならない。

（口コミサイト等に関する留意事項）

第21条 **第一種会員（デリバティブ）**は、役職員の SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載について、広告に該当するおそれがある場合には、あらかじめ広告審査を実施し、その他広告の取扱いにおいて必要な管理を施さなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、役職員による SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載に関し、**第一種会員（デリバティブ）**の許可なく広告に該当する恐れのある発言又は情報掲載を行わぬように役職員を教育しなければならない。

てはならない。

2 **会員**は、当該アフィリエイトが**会員**のために暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行った場合には、当該アフィリエイトとの契約を解除することを、あらかじめアフィリエイトとの間で合意しなければならない。

3 **会員**は、前項に定める合意に反し、アフィリエイトが暗号資産関連デリバティブ取引を勧誘したことを確認した場合には、直ちに当該アフィリエイトとの契約を解除しなければならない。

4 **会員**は、アフィリエイトが暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行うことを誘発させ、又は助長させるおそれのある過度なインセンティブを、アフィリエイトに対して付与してはならない。

（口コミサイト等に関する留意事項）

第21条 **会員**は、役職員の SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載について、広告に該当するおそれがある場合には、あらかじめ広告審査を実施し、その他広告の取扱いにおいて必要な管理を施さなければならない。

2 **会員**は、役職員による SNS への発言及び口コミサイトへの情報掲載に関し、**会員**の許可なく広告に該当する恐れのある発言又は情報掲載を行わぬように役職員を教育しなければならない。

<p>3 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>及びその役職員は、広告を目的に第三者に SNS への発言及び口コミ情報の掲載を依頼し、行わせてはならない。</p> <p>4 第一種会員（デリバティブ）及びその役職員は、SNS への発言及び口コミ情報の掲載を利用し、自ら又は第三者を通じて他の会員及びその役職員を誹謗中傷してはならない。</p>	<p>3 会員及びその役職員は、広告を目的に第三者に SNS への発言及び口コミ情報の掲載を依頼し、行わせてはならない。</p> <p>4 <b>会員</b>及びその役職員は、SNS への発言及び口コミ情報の掲載を利用し、自ら又は第三者を通じて他の会員及びその役職員を誹謗中傷してはならない。</p>
<p>(広告における表示事項)</p> <p>第 22 条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、暗号資産等関連デリバティブ取引に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(1) 会員の商号</p> <p>(2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号</p> <p>(3) 協会に所属する旨</p> <p>(4) 取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要（ただし、これらの表示ができない場合にあっては、その旨及びその理由）</p> <p>(5) 取引に関して顧客が取引証拠金、保証金その他の担保（以下「証拠金等」という。）を預託しなければならない場合には、その旨及び預託する額又はその計算方法</p> <p>(6) 取引において、暗号資産等の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその要因と理由</p>	<p>(広告における表示事項)</p> <p>第 22 条 <b>会員</b>は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、広告を行う場合には、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>(1) 会員の商号</p> <p>(2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号</p> <p>(3) 協会に所属する旨</p> <p>(4) 取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要（ただし、これらの表示ができない場合にあっては、その旨及びその理由）</p> <p>(5) 取引に関して顧客が取引証拠金、保証金その他の担保（以下「証拠金等」という。）を預託しなければならない場合には、その旨及び預託する額又はその計算方法</p> <p>(6) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその要因と理由</p>

<p>(7) 取引において、暗号資産等の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその要因と理由</p> <p>(8) 取引の額（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条第1項3号に規定する額をいう）が証拠金等を上回る可能性がある場合にはその旨及び当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出できない場合にあつては、その旨及びその理由）</p> <p>(9) 取引について、会員が表示する暗号資産等の売付けの価格と買付けの価格（又は売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして業府令第75条各号に規定する事項）とに差がある場合にあつてはその旨</p> <p>(10) 取引に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実</p> <p>(11) 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと</p> <p>(12) 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること</p>	<p>(7) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその要因と理由</p> <p>(8) 取引の額（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条第1項3号に規定する額をいう）が証拠金等を上回る可能性がある場合にはその旨及び当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率（当該比率を算出できない場合にあつては、その旨及びその理由）</p> <p>(9) 取引について、会員が表示する暗号資産の売付けの価格と買付けの価格（又は売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして業府令第75条各号に規定する事項）とに差がある場合にあつてはその旨</p> <p>(10) 取引に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実</p> <p>(11) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと</p> <p>(12) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること</p>
<p>（放送等による広告における表示事項）</p> <p>第23条 第一種会員（デリバティブ）は、施行令第16条第2項に規定する基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令第77条第1項各号に規定する方法による広告を行う場合には、前条に規定する事項に代わり、次の各号に掲げる事項を表示することができる。</p> <p>(1) 会員の商号又は名称</p>	<p>（放送等による広告における表示事項）</p> <p>第23条 会員は、施行令第16条第2項に規定する基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他業府令第77条第1項各号に規定する方法による広告を行う場合には、前条に規定する事項に代わり、次の各号に掲げる事項を表示することができる。</p> <p>(1) 会員の商号又は名称</p>

<p>(2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号</p> <p>(3) 取引において、暗号資産等の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその旨</p> <p>(4) 取引において、暗号資産等の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその旨</p> <p>(5) 取引を開始するにあたり、あらかじめ顧客に対して書面(「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第8条に規定する契約締結前書面を含む。)の交付その他の適切な方法により提供される情報の内容を十分に確認すべき旨</p> <p>(6) 暗号等資産は本邦通貨又は外国通貨ではない旨</p> <p>(7) 暗号等資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること</p>	<p>(2) 会員が金融商品取引業者である旨及びその登録番号</p> <p>(3) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により損失が発生する可能性がある場合にはその旨</p> <p>(4) 取引において、暗号資産の価格その他の指標の変動により生じる損失が証拠金等の額を上回ることとなる可能性がある場合にはその旨</p> <p>(5) 取引を開始するにあたり、あらかじめ顧客に対して書面(「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第8条に規定する契約締結前書面を含む。)の交付その他の適切な方法により提供される情報の内容を十分に確認すべき旨</p> <p>(6) 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではない旨</p> <p>(7) 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること</p>
<p>(必要事項の表示方法)</p> <p>第24条 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、第22条又は前条の規定により広告に表示する事項については、顧客が十分かつ容易に視認できるようにしなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、第22条の規定により広告に表示する事項については、同条第6号、第7号、第11号及び第12号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員(デリバティブ)</b>は、前条の規定により広告に表</p>	<p>(必要事項の表示方法)</p> <p>第24条 <b>会員</b>は、第22条又は前条の規定により広告に表示する事項については、顧客が十分かつ容易に視認できるようにしなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、第22条の規定により広告に表示する事項については、同条第6号、第7号、第11号及び第12号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、前条の規定により広告に表示する事項については、</p>



<p>示する事項については、同条第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。</p> <p>4 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、動画広告を行う場合には、視聴者が十分に視認することができる表示時間を用いて行わなければならない。</p> <p>5 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、インターネットを通じて行う広告に表示する事項については、広告に該当する箇所から認識しやすい位置に表示しなければならない。ただし、他のページに遷移するリンクを広告に該当する表示付近に設ける場合には、当該リンクにより遷移する最初のページに表示することを妨げない。</p>	<p>同条第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示しなければならない。</p> <p>4 <b>会員</b>は、動画広告を行う場合には、視聴者が十分に視認することができる表示時間を用いて行わなければならない。</p> <p>5 <b>会員</b>は、インターネットを通じて行う広告に表示する事項については、広告に該当する箇所から認識しやすい位置に表示しなければならない。ただし、他のページに遷移するリンクを広告に該当する表示付近に設ける場合には、当該リンクにより遷移する最初のページに表示することを妨げない。</p>
<p>(音声のみによって行われる広告)</p> <p>第25条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、ラジオなど音声を通じてのみ行われる広告を利用する場合には、表示される事項を聴取者が十分に聞き取れる速度と音量をもって、音声にて伝えなければならない。</p>	<p>(音声のみによって行われる広告)</p> <p>第25条 <b>会員</b>は、ラジオなど音声を通じてのみ行われる広告を利用する場合には、表示される事項を聴取者が十分に聞き取れる速度と音量をもって、音声にて伝えなければならない。</p>
<p>(不実表示の禁止等)</p> <p>第26条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、暗号資産等関連デリバティブ取引に関し、次の各号に掲げる事項について広告及び景品類の提供を行う場合には、次の第1号から第4号及び第8号に掲げる事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。また、次の第5号から第7号</p>	<p>(不実表示の禁止等)</p> <p>第26条 <b>会員</b>は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、次の各号に掲げる事項について広告及び景品類の提供を行う場合には、次の第1号から第4号及び第8号に掲げる事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。また、次の第5号から第7号及び第9号から第12号に掲</p>

及び第9号から第12号に掲げる事項について、顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

- (1) 取引を行うことによる利益の見込み
  - (2) 契約の解除に関する事項
  - (3) 契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
  - (4) 契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
  - (5) 会員の資力又は信用に関する事項
  - (6) 会員の取引の実績に関する事項
  - (7) 取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
  - (8) 暗号等資産の性質
  - (9) 暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
  - (10) 暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
  - (11) 暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項
  - (12) 暗号等資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項
- 2 **第一種会員（デリバティブ）**は、次の各号のいずれか該当し又は該当するおそれのある広告の表示を行ってはならない。
- (1) 取引の信義則に反するもの

げる事項について、顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

- (1) 取引を行うことによる利益の見込み
  - (2) 契約の解除に関する事項
  - (3) 契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
  - (4) 契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
  - (5) 会員の資力又は信用に関する事項
  - (6) 会員の取引の実績に関する事項
  - (7) 取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項
  - (8) 暗号資産の性質
  - (9) 暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項
  - (10) 暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項
  - (11) 暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項
  - (12) 暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項
- 2 **会員**は、次の各号のいずれか該当し又は該当するおそれのある広告の表示を行ってはならない。
- (1) 取引の信義則に反するもの

<p>(2) 会員企業の品位を損なうもの  (3) 関連法令等に違反する表示のあるもの  (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの  (5) 顧客の判断を誤らせる表示のあるもの（取引に関する課税を不正に免れる表示を含む。）  (6) 取引の公正な競争を妨げるもの  (7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの（バナー広告等におけるものを含むが、これに限られない。）  (8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示せず、又は誤解を生じせしめるもの</p>	<p>(2) 会員企業の品位を損なうもの  (3) 関連法令等に違反する表示のあるもの  (4) 脱法行為を示唆する表示のあるもの  (5) 顧客の判断を誤らせる表示のあるもの（取引に関する課税を不正に免れる表示を含む。）  (6) 取引の公正な競争を妨げるもの  (7) 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの（バナー広告等におけるものを含むが、これに限られない。）  (8) 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示せず、又は誤解を生じせしめるもの</p>
<p>（比較広告に関する留意事項）  第 27 条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> は、自己と他者を比較して広告を行う場合には、次の各号に従い、適切に行わなければならない。  (1) 客観的に実証されていること。  (2) 正確かつ適正に引用していること。  (3) 比較の方法が公正であること  2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b> は、比較広告を行う場合は、比較対象範囲及び抽出基準その他比較の適正を示す事項を明らかにしなければならない。  3 広告審査担当者（第 33 条 1 項に定める意味をいう。以下、本条において同じ。）は、比較すべきデータその他の情報を検証し、比較広告の内容に誤りのないことを審査しなければならない。  4 広告審査担当者は、前項により用いるデータその他の情報を審</p>	<p>（比較広告に関する留意事項）  第 27 条 <b>会員</b> は、自己と他者を比較して広告を行う場合には、次の各号に従い、適切に行わなければならない。  (1) 客観的に実証されていること。  (2) 正確かつ適正に引用していること。  (3) 比較の方法が公正であること  2 <b>会員</b> は、比較広告を行う場合は、比較対象範囲及び抽出基準その他比較の適正を示す事項を明らかにしなければならない。  3 広告審査担当者（第 33 条 1 項に定める意味をいう。以下、本条において同じ。）は、比較すべきデータその他の情報を検証し、比較広告の内容に誤りのないことを審査しなければならない。  4 広告審査担当者は、前項により用いるデータその他の情報を審</p>

<p>査資料として保管しなければならない。</p>	<p>査資料として保管しなければならない。</p>
<p>(協会による指導等)</p> <p>第 28 条 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、当該会員が行う広告又は景品類の提供に対し、協会から確認を求められた場合には、速やかに応じなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、協会により広告又は景品類の提供に対する指導を受けた場合には、速やかにこれに応じ、広告又は景品類の提供について修正その他の対応を計らなければならない。</p> <p>3 前項の結果、<b>第一種会員 (デリバティブ)</b> に生じる損害については会員自身が負うものとし、協会にこれを求償することはできない。</p>	<p>(協会による指導等)</p> <p>第 28 条 <b>会員</b> は、会員が行う広告又は景品類の提供に対し、協会から確認を求められた場合には、速やかに応じなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b> は、協会により広告又は景品類の提供に対する指導を受けた場合には、速やかにこれに応じ、広告又は景品類の提供について修正その他の対応を計らなければならない。</p> <p>3 前項の結果、<b>会員</b> に生じる損害については会員自身が負うものとし、協会にこれを求償することはできない。</p>
<p>(広告に関する社内規則)</p> <p>第 29 条 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、勧誘、広告及び景品類の提供の実施に関する社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、広告方法及び内容並びに景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることを確認するための審査基準を定めなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、勧誘、広告及び景品類の提供業務並びに第 33 条に基づく広告等の審査に関する業務に対し、内部監査を行わなければならない。</p>	<p>(広告に関する社内規則)</p> <p>第 29 条 <b>会員</b> は、勧誘、広告及び景品類の提供の実施に関する社内規則を定めなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b> は、広告方法及び内容並びに景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることを確認するための審査基準を定めなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b> は、勧誘、広告及び景品類の提供業務並びに第 33 条に基づく広告等の審査に関する業務に対し、内部監査を行わなければならない。</p>
<p>(営業員の管理)</p> <p>第 30 条 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、当該会員の営業所以外の</p>	<p>(営業員の管理)</p> <p>第 30 条 <b>会員</b> は、会員の営業所以外の場所で取引の勧誘を行う役職</p>

<p>場所で取引の勧誘を行う役職員（以下「営業員」という。）の氏名及び所属部署、営業員としての登録日及び登録廃止日を記録した営業職員簿を作成し、保管しなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、営業員以外の役職員に、営業所以外の場所で、顧客の勧誘行為を行わせてはならない。</p>	<p>員（以下「営業員」という。）の氏名及び所属部署、営業員としての登録日及び登録廃止日を記録した営業職員簿を作成し、保管しなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、営業員以外の役職員に、営業所以外の場所で、顧客の勧誘行為を行わせてはならない。</p>
<p>（営業責任者）</p> <p>第 31 条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、営業員の業務行為を統括する責任者（以下「営業責任者」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 営業責任者は、営業員の業務行為を監督するほか、営業員が適切に顧客の勧誘を行うための業務上の指導及び教育を行わなければならない。</p>	<p>（営業責任者）</p> <p>第 31 条 <b>会員</b>は、営業員の業務行為を統括する責任者（以下「営業責任者」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 営業責任者は、営業員の業務行為を監督するほか、営業員が適切に顧客の勧誘を行うための業務上の指導及び教育を行わなければならない。</p>
<p>（広告の管理）</p> <p>第 32 条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、広告及び景品類の提供を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、<b>当該</b>会員の役職員が、<b>第一種会員（デリバティブ）</b>の許可なく広告又は景品類の提供を行わないように、その行動を管理しなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、使用する広告及び景品類を管理するための管理簿を設け、行った広告等を容易に検索できるように管理しなければならない。</p> <p>4 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、広告及び景品類の提供を管理する者及び<b>当該</b>会員の業容や広告の媒体、内容、規模等に応じた決裁基準を定めなければならない。</p>	<p>（広告の管理）</p> <p>第 32 条 <b>会員</b>は、広告及び景品類の提供を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b>は、<b>会員</b>の役職員が、会員の許可なく広告又は景品類の提供を行わないように、その行動を管理しなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、使用する広告及び景品類を管理するための管理簿を設け、行った広告等を容易に検索できるように管理しなければならない。</p> <p>4 <b>会員</b>は、広告及び景品類の提供を管理する者及び会員の業容や広告の媒体、内容、規模等に応じた決裁基準を定めなければならない。</p>



<p>5 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、使用した広告及び景品類のサンプルを、<b>当該会員</b>が定める期間、保存しなければならない。ただし、物理的に保存することができない場合には、使用する 広告又は景品類に代えてその内容が具体的に判別することができるように記録し、保管しなければならない。</p> <p>6 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、広告及び景品類の提供を行った日時、場所、配布を行った場合には当該配布を行った者及び第3項の管理簿に記載した事項、次条第3項の審査結果その他の情報を記録し、前項の保存する広告物又は資料とともに保管しなければならない。</p>	<p>5 <b>会員</b>は、使用した広告及び景品類のサンプルを、<b>会員</b>が定める期間、保存しなければならない。ただし、物理的に保存することができない場合には、使用する 広告又は景品類に代えてその内容が具体的に判別することができるように記録し、保管しなければならない。</p> <p>6 <b>会員</b>は、広告及び景品類の提供を行った日時、場所、配布を行った場合には当 該配布を行った者及び第3項の管理簿に記載した事項、次条第3項の審査結果その他の情報を記録し、前項の保存する広告物又は資料とともに保管しなければならない。</p>
<p>(広告等の審査)</p> <p>第33条 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、広告及び景品類の提供に係る業務を担当する部署及び前条第4項に定める管理者から独立した者を広告審査担当者として定めなければならない。</p> <p>2 前項の担当者は、<b>第一種会員（デリバティブ）</b>が定める広告等審査基準及び前条第4項に定める決裁基準に従い、<b>第一種会員（デリバティブ）</b>が行う広告の方法、及び内容、景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることをあらかじめ確認し、その結果を保管しなければならない。</p> <p>3 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、前条第6項の記録に関し、前項の審査結果を記載しなければならない。</p> <p>4 <b>第一種会員（デリバティブ）</b>は、広告又は景品類の提供期間中又は終了後、実際の広告及び景品類の提供が社内規則及び決裁指示</p>	<p>(広告等の審査)</p> <p>第33条 <b>会員</b>は、広告及び景品類の提供に係る業務を担当する部署及び前条第4項に定める管理者から独立した者を広告審査担当者として定めなければならない。</p> <p>2 前項の担当者は、<b>会員</b>が定める広告等審査基準及び前条第4項に定める決裁基準に従い、<b>会員</b>が行う広告の方法、及び内容、景品類の提供方法及び提供する景品が適切であることをあらかじめ確認し、その結果を保管しなければならない。</p> <p>3 <b>会員</b>は、前条第6項の記録に関し、前項の審査結果を記載しなければならない。</p> <p>4 <b>会員</b>は、広告又は景品類の提供期間中又は終了後、実際の広告及び景品類の提供が社内規則及び決裁指示に従い、適切に行われ</p>

<p>に従い、適切に行われたか確認しなければならない。</p>	<p>たか確認しなければならない。</p>
<p>(登録証の表示)</p> <p>第 34 条 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、金融商品取引業者の登録番号及び協会の会員である旨を記した登録証を、本店及び営業所に掲示しなければならない。</p> <p>2 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、自ら管理するインターネット上のコンテンツに対し、金融商品取引業者である旨、金融商品取引業者登録番号及び当協会の会員である旨を表示しなければならない。</p>	<p>(登録証の表示)</p> <p>第 34 条 <b>会員</b> は、金融商品取引業者の登録番号及び協会の会員である旨を記した登録証を、本店及び営業所に掲示しなければならない。</p> <p>2 <b>会員</b> は、自ら管理するインターネット上のコンテンツに対し、金融商品取引業者である旨、金融商品取引業者登録番号及び当協会の会員である旨を表示しなければならない。</p>
<p>(誤認防止)</p> <p>第 35 条 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、他の金融商品取引業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いてはならない。</p> <p>2 <b>第一種会員 (デリバティブ)</b> は、法定通貨又は暗号資産等関連デリバティブ取引以外の金融商品取引その他の金融関連取引と誤解される名称を用いて取引を行ってはならない。</p>	<p>(誤認防止)</p> <p>第 35 条 <b>会員</b> は、他の金融商品取引業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いてはならない。</p> <p>2 <b>会員</b> は、法定通貨又は暗号資産関連デリバティブ取引以外の金融商品取引その他の金融関連取引と誤解される名称を用いて取引を行ってはならない。</p>

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」に関するガイドライン  
新旧対照表

(赤字部分変更)

改正案	現行
ガイドライン名	ガイドライン名

<p>「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」 に関するガイドライン</p>	<p>「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」に関するガイドライン</p>
<p>第1条関係</p> <p>暗号資産等関連デリバティブ取引業に該当しない暗号資産関連取引（暗号資産交換業を除く。以下同じ。）に関しても、例えば、暗号資産等の貸借サービス等、顧客保護を図る必要のある取引については、当該取引によって顧客に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに従って対応する必要があります。</p> <p>ただし、他の暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、暗号資産等関連デリバティブ等を業として行う者に対する勧誘については、本規則の適用対象とはなりません。また、仮にこれらの者について、本規則に則って勧誘を行う場合にも、適合性の緩和を行うことは可能です。</p>	<p>第1条関係</p> <p>本規則において「会員」とは暗号資産関連デリバティブ取引業者である第一種会員を指します。</p> <p>暗号資産関連デリバティブ取引業に該当しない暗号資産関連取引に関しても、例えば、暗号資産の貸借サービス等、顧客保護を図る必要のある取引については、当該取引によって顧客に生じ得るリスクの内容に応じ、本規則の定めに従って対応する必要があります。</p> <p>但し、他の暗号資産交換業者、外国暗号資産交換業者、暗号資産関連デリバティブ等を業として行う者に対する勧誘については、本規則の適用対象とはなりません。また、仮にこれらの者について、本規則に則って勧誘を行う場合にも、適合性の緩和を行うことは可能です。</p>
<p>第3条第1項関係</p> <p>会員には、顧客属性に照らして取引の種類ごとに、当該顧客に適した取引を行うための基準を設け、その基準に従って勧誘を行うことが求められます。取引の種類によって個々の顧客の適合状況も異なりますので、会員の行う取引の種類に応じて、KYC（Know Your Customer）を通じて把握すべき顧客の情報も異なります。したがって、会員は提供する取引の種類を勘案して取得する顧客情報を選択</p>	<p>第3条第1項関係</p> <p>会員には、顧客属性に照らして取引の種類ごとに、当該顧客に適した取引を行うための基準を設け、その基準に従って勧誘を行うことが求められます。取引の種類によって個々の顧客の適合状況も異なりますので、会員の行う取引の種類に応じて、KYC（Know Your Customer）を通じて把握すべき顧客の情報も異なります。したがって、会員は提供する取引の種類を勘案して取得する顧客情報を選択</p>

<p>し、顧客から入手した情報を基に提供可能な取引を勘案することとなります。「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第2条、第3条及び第7条をあわせて確認してください。</p>	<p>し、顧客から入手した情報を基に提供可能な取引を勘案することとなります。「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」第2条、第3条及び第7条をあわせて確認してください。</p>
<p>第3条第2項関係</p> <p>例えば、インターネットを通じてのみ勧誘する会員の場合には、KYCは顧客の申告に依存するため、外形的な基準を設けて行う度合いが高くなるものと思われます。一方、対面営業型の会員の場合には、顧客との接触を通じて得られる情報を反映して判断することも可能です。インターネットによる勧誘を中心としながらも、閾値を満たさない年齢の顧客については直接面談し、判断する方法も考えられます。KYCに基づく判断としては、例えば、未成年（特に就学中の未成年）や特別な蓄えのない高齢・年金暮らしの顧客に損失リスクが高い暗号資産等関連デリバティブ取引を勧誘することは適当でないと判断します。いずれも自社の営業実態や特性に応じて、基準を定めるほか、当該基準に従った勧誘を行うにあたり、必要な手続きや決裁の取り決め、記録の保存など業務運営に必要な事項を社内規則としてまとめ、規則に従って行動するように役職員への教育・指導を行うことが求められます。なお、高齢者の外形基準とする年齢については、例えば年金受給開始年齢である65歳、健康保険制度に用いられる後期高齢者（75歳）などを援用することや、自社の顧客の実情を反映して見積もるなどの方法があり得るため、会員一律の値を定めるものではありません。</p>	<p>第3条第2項関係</p> <p>例えば、インターネットを通じてのみ勧誘する会員の場合には、KYCは顧客の申告に依存するため、外形的な基準を設けて行う度合いが高くなるものと思われます。一方、対面営業型の会員の場合には、顧客との接触を通じて得られる情報を反映して判断することも可能です。インターネットによる勧誘を中心としながらも、閾値を満たさない年齢の顧客については直接面談し、判断する方法も考えられます。KYCに基づく判断としては、例えば、未成年（特に就学中の未成年）や特別な蓄えのない高齢・年金暮らしの顧客に損失リスクが高い暗号資産関連デリバティブ取引を勧誘することは適当でないと判断します。いずれも自社の営業実態や特性に応じて、基準を定めるほか、当該基準に従った勧誘を行うにあたり、必要な手続きや決裁の取り決め、記録の保存など業務運営に必要な事項を社内規則としてまとめ、規則に従って行動するように役職員への教育・指導を行うことが求められます。なお、高齢者の外形基準とする年齢については、例えば年金受給開始年齢である65歳、健康保険制度に用いられる後期高齢者（75歳）などを援用することや、自社の顧客の実情を反映して見積もるなどの方法があり得るため、会員一律の値を定めるものではありません。</p>

<p>また、今後、法定成人年齢が引き下げられた場合には、その後の社会情勢や対象者の 実際の理解力、金融リテラシーなどに照らし、引き続き未成年者に準じて取り扱うなど、 慎重な対応が求められます。</p>	<p>また、今後、法定成人年齢が引き下げられた場合には、その後の社会情勢や対象者の 実際の理解力、金融リテラシーなどに照らし、引き続き未成年者に準じて取り扱うなど、 慎重な対応が求められます。</p>
<p>4 条第 1 項関係 顧客に対し、暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する場合には、必ず顧客から勧誘の承諾を得なければなりません。例えば、対面による勧誘を行う場面において、当初、顧客に対して勧誘であることを明かさず接触し、後段になって、“取引をしませんか”と持ち掛けることは本項の規定に抵触することになります。なお、確認等の手順としては、先ず本条に従って、勧誘を受ける意思があることを確認し説明を行った後、実際に口座開設手続きに入る前に、第 3 条の適合性を確認するための情報を入手、適合性基準を満たしている場合には、口座開設手続きを完了することが基本的な流れと考えられます。インターネットなどにより画面入力をもって行う場合には、この基本的な流れにそって画面を構成することが望まれます。</p>	<p>4 条第 1 項関係 顧客に対し、暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する場合には、必ず顧客から勧誘の承諾を得なければなりません。例えば、対面による勧誘を行う場面において、当初、顧客に対して勧誘であることを明かさず接触し、後段になって、“取引をしませんか”と持ち掛けることは本項の規定 に抵触することになります。なお、確認等の手順としては、先ず本条に従って、勧誘を受ける意思があることを確認し説明を行った後、実際に口座開設手続きに入る前に、第 3 条の適合性を確認するた めの情報を入手、適合性基準を満たしている場合には、口座開設手続きを完了することが基本的な流れと考えられます。インターネットなどにより画面入力をもって行う場合には、この基本的な流れにそって画面を構成することが望まれます。</p>
<p>第 4 条 3 項関係 一度、暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約を締結しない旨の意思を示し、あるいは勧誘を受けることを希望していない旨の意思を示した相手には、相手から再び勧誘して欲しいとの意思表示がなければ、二度と勧誘してはなりません。</p>	<p>第 4 条 3 項関係 一度、暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約を締結しない旨の意思を示し、あるいは勧誘を受けることを希望していない旨の意思を示した相手には、相手から再び勧誘して欲しいとの意思表示がなければ、二度と勧誘してはなりません。</p>
<p>第 4 条第 5 項関係</p>	<p>第 4 条第 5 項関係</p>



本項は金融商品取引法第 38 条第 4 号の禁止規定の遵守を会員に求めるものであるところ、業府令第 116 条第 1 項第 2 号の 2 は、「継続的な取引関係にある顧客」を「勧誘の日前 1 年間に 2 以上の暗号等資産関連店頭デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号等資産等関連店頭デリバティブ取引に係る契約の残高を有する者」とし、かかる顧客については禁止規定の適用を除外しているため、同様の限定を本項においても付しています。「訪問し、又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることも含まれます。

#### 第 5 条関係

暗号資産等関連デリバティブ取引に係る勧誘行為は、媒介行為として金融商品取引業に該当するものと考えられることから、会員との暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行うことができる者は、会員の役職員及び会員が業務を委託（媒介、取次ぎ及び代理）する他の金融商品取引業者（の役職員）に限るものとし、その他の者に会員との取引の勧誘を行わせてはなりません。勧誘に至らない程度の行為については、金融商品取引業者以外の第三者もこれを行うことができますが、「勧誘に至らない程度」であるかは、個別具体的に判断する必要があります。なお、次の各号に掲げる行為については、一般的には勧誘には該当しないものと考えられます。

(1) 商品の案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・

本項は金融商品取引法第 38 条第 4 号の禁止規定の遵守を会員に求めるものであるところ、業府令第 116 条第 1 項第 2 号の 2 は、「継続的な取引関係にある顧客」を「勧誘の日前 1 年間に 2 以上の暗号資産関連デリバティブ取引に係る二以上の契約のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連デリバティブ取引に係る契約の残高を有する者」とし、かかる顧客については禁止規定の適用を除外しているため、同様の限定を本項においても付しています。

「訪問し、又は電話をかけて、暗号資産交換契約の締結の勧誘をする行為」には、勧誘を行ってよいか否かを尋ねることも含まれます。

#### 第 5 条関係

暗号資産関連デリバティブ取引に係る勧誘行為は、媒介行為として金融商品取引業に該当するものと考えられることに加え、他の暗号資産関連取引に係る勧誘行為についても、第三者による不適切な勧誘行為が頻発し、顧客保護が図れなくなるおそれがあることから、会員との暗号資産関連取引の勧誘を行うことができる者は、会員の役職員及び会員が業務を委託（媒介、取次ぎ及び代理）する他の金融商品取引業者（の役職員）に限るものとし、その他の者に会員との取引の勧誘を行わせてはなりません。勧誘に至らない程度の行為については、金融商品取引業者以外の第三者もこれを行うことができますが、「勧誘に至らない程度」であるかは、個別具体的に判断する必要があります。なお、次の各号に掲げる行為については、一般的には勧誘には該当しないものと考えられます。

(1) 商品の案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・

交付。この場合において、金融商品取引業者の連絡先等を伝えることは差し支えありませんが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には勧誘に当たることがあり得ることに留意する必要があります。

(2) 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。この場合において、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、勧誘に当たることがあり得ることに留意が必要です。

(3) 説明会における暗号資産等関連デリバティブ取引に関連する商品・サービスの仕組み・活用法等についての一般的な説明

なお、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の顧客に対して暗号資産等関連デリバティブ契約に係る契約締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できる一連の行為を第三者に行わせることは、本条に違反する可能性がある点に留意が必要です。

第6条第1項関係

「特別の利益」は、金銭や暗号資産等、その他の金品に限りません。利益の供与又は保証を受ける者は、顧客のほか、第三者が受ける場合も含まれます。

利用者等に対して手数料等の軽減、景品類の提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に該当するものではありません。

交付。この場合において、金融商品取引業者の連絡先等を伝えることは差し支えありませんが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には勧誘に当たることがあり得ることに留意する必要があります。

(2) 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収。この場合において、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、勧誘に当たることがあり得ることに留意が必要です。

(3) 説明会における暗号資産関連デリバティブ取引に関連する商品・サービスの仕組み・活用法等についての一般的な説明

なお、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の顧客に対して暗号資産関連デリバティブ契約に係る契約締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できる一連の行為を第三者に行わせることは、本条に違反する可能性がある点に留意が必要です。

第6条第1項関係

「特別の利益」は、金銭や暗号資産、その他の金品に限りません。利益の供与又は保証を受ける者は、顧客のほか、第三者が受ける場合も含まれます。

利用者等に対して手数料等の軽減、景品類の提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に該当するものではありません。

<p>せんが、条件が一定の基準に基づき設定され不当でないこと、同様の取引条件にある利用者に対して同様の取り扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当と認められる範囲に留まるよう留意する必要があります。</p> <p>本項は、特別の利益の提供を約して行う勧誘を禁止するものですが、取引に際して特別の利益の提供若しくは保証を約することは「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」において禁じられ、暗号資産の交換等に係る取引の結果として生じた利益の不足や損失の補てんを行うことは、「暗号資産等関連デリバティブ取引に係る損失補填等の禁止に関する規則」において禁止されていることに留意してください。</p>	<p>せんが、条件が一定の基準に基づき設定され不当でないこと、同様の取引条件にある利用者に対して同様の取り扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当と認められる範囲に留まるよう留意する必要があります。</p> <p>本項は、特別の利益の提供を約して行う勧誘を禁止するものですが、取引に際して特別の利益の提供若しくは保証を約することは「暗号資産交換業に係る不公正取引等の防止に関する規則」において禁じられ、暗号資産の交換等に係る取引の結果として生じた利益の不足や損失の補てんを行うことは、「暗号資産交換業に係る損失補填等の禁止に関する規則」において禁止されていることに留意してください。</p>
<p>第 6 条第 2 項関係</p> <p>本項にあたる例としては、顧客が暗号資産等関連デリバティブ取引に関して預託する証拠金又は代用証拠金としての金銭又は暗号資産等の借入れについて、会員及びその役職員がその保証、あっせんを行うことを約して勧誘する場合があります。</p>	<p>第 6 条第 2 項関係</p> <p>本項にあたる例としては、顧客が暗号資産関連デリバティブ取引に関して預託する証拠金または代用暗号資産の借入れについて、会員及びその役職員がその保証、あっせんを行うことを約して勧誘する場合があります。</p>
<p>第 9 条第 1 項関係</p> <p>本条における価格の公正性とは、会員各社自身が管理する暗号資産等関連デリバティブ取引の場における価格の公正性をいい、当該会員の管理していない暗号資産等関連デリバティブ取引の場における価格と比較した場合の公正性をいうものではありません。会員各社自身による一斉かつ過度な勧誘を通じて、取引が一定の方向に導かれるような状況は適切とは言えず、そのような状況を生じさせる行</p>	<p>第 9 条第 1 項関係</p> <p>本条における価格の公正性とは、会員各社自身が管理する暗号資産関連デリバティブ取引の場における価格の公正性をいい、当該会員の管理していない暗号資産関連デリバティブ取引の場における価格と比較した場合の公正性をいうものではありません。会員各社自身による一斉かつ過度な勧誘を通じて、取引が一定の方向に導かれるような状況は適切とは言えず、そのような状況を生じさせる行為を</p>

<p>為を禁止するものです。第 1 項では、マス媒体を利用して、公正な価格形成を損なう特定の暗号資産等関連デリバティブ取引を過度に、かつ、継続して勧誘することを禁ずるものです。公正な価格形成を損なわない限り、通常の営業活動の範囲内において、暗号資産等関連デリバティブ取引を勧誘紹介すること自体を禁止するものではありません。</p>	<p>禁止するものです。第 1 項では、マス媒体を利用して、公正な価格形成を損なう特定の暗号資産関連デリバティブ取引を過度に、かつ、継続して勧誘することを禁ずるものです。公正な価格形成を損なわない限り、通常の営業活動の範囲内において、暗号資産関連デリバティブ取引を勧誘紹介すること自体を禁止するものではありません。</p>
<p>第 11 条関係 本条は、業府令第 117 条第 1 項第 26 号に対応する規定であり、「当該顧客が行う暗号資産等関連店頭デリバティブ取引と対当する取引」とは、同号の規定に従い、当該暗号資産等関連店頭デリバティブ取引から生じ得る損失を減少させる取引を意味します。</p>	<p>第 11 条関係 本条は、業府令第 117 条第 1 項第 26 号に対応する規定であり、「当該顧客が行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引と対当する取引」とは、同号の規定に従い、当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引から生じ得る損失を減少させる取引を意味します。</p>
<p>第 12 条関係 本条は、業府令第 117 条第 1 項第 41 号に対応する規定であり、「業府令第 78 条第 5 号から第 7 号まで又は第 13 号イからホまでに掲げる事項」とは、①金融商品取引業者の資力又は信用に関する事項、②金融商品取引業者の暗号資産等関連デリバティブ業の実績に関する事項、③暗号資産等関連デリバティブ取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項、④暗号等資産の性質、⑤暗号等資産の保有又は移転の仕組みに関する事項、⑥暗号等資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項、⑦暗号等資産に表示される権利義務の内容に関する事項、⑧暗号等資産の発行し、若しくは発行しようとする者、暗号等資産に表示される権利に係る債務</p>	<p>第 12 条関係 本条は、業府令第 117 条第 1 項第 41 号に対応する規定であり、「業府令第 78 条第 5 号から第 7 号まで又は第 13 号イからホまでに掲げる事項」とは、①金融商品取引業者の資力又は信用に関する事項、②金融商品取引業者の暗号資産関連デリバティブ業の実績に関する事項、③暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る契約に関して顧客が支払うべき手数料の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項、④暗号資産の性質、⑤暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項、⑥暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項、⑦暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項、⑧暗号資産の発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の</p>

<p>者又は暗号等資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項です。</p> <p>かかる事項に関し「裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示」として、例えば、以下のような表示が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏った分析結果を利用して、暗号等資産の価格の推移を予測する行為</li> <li>・会員が取引の対象とする暗号等資産であることを理由に、当該暗号資産等が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</li> <li>・会員が暗号資産等関連店頭デリバティブ取引業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況が健全である旨の表示を行う行為</li> </ul>	<p>価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項です。</p> <p>かかる事項に関し「裏付けとなる合理的な根拠を示さない表示」として、例えば、以下のような表示が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為</li> <li>・会員が取引の対象とする暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</li> <li>・会員が暗号資産関連店頭デリバティブ取引業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況が健全である旨の表示を行う行為</li> </ul>
<p>第 15 条関係</p> <p>本規則における広告とは、いかなる名称であるかを問わず、会員がその営業に関し、暗号資産等関連デリバティブ取引に誘因する目的で、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般の人に知らせることを指し、例えば、次の各号に掲げるものが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) テレビコマーシャル</li> <li>(2) ラジオコマーシャル</li> <li>(3) 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載</li> <li>(4) 看板、立て看板、はり紙、はり札等への掲載</li> <li>(5) 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示</li> <li>(6) チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布</li> <li>(7) インターネット・ホームページへの掲載</li> </ol>	<p>第 15 条関係</p> <p>本規則における広告とは、いかなる名称であるかを問わず、会員がその営業に関し、暗号資産関連デリバティブ取引に誘因する目的で、ある事項を随時又は継続して広く宣伝するため、一般の人に知らせることを指し、例えば、次の各号に掲げるものが考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) テレビコマーシャル</li> <li>(2) ラジオコマーシャル</li> <li>(3) 新聞紙、雑誌その他の刊行物への掲載</li> <li>(4) 看板、立て看板、はり紙、はり札等への掲載</li> <li>(5) 広告塔、広告板、建物その他の工作物等への表示</li> <li>(6) チラシ、カタログ、パンフレット、リーフレット等の配布</li> <li>(7) インターネット・ホームページへの掲載</li> </ol>



電子メールの送信やダイレクトメールの送付であって、特定の者に対して特定の行為をするように勧め誘う行為であるので広告ではなく勧誘に該当します。

暗号資産等関連デリバティブ取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為は、本規則における広告には当たりませんが、「誘引する目的」の有無については、表示の内容、情報提供時の状況、情報の受け手の属性などを考慮の上、個別具体的に判断されるものと考えられます。なお、次の各号に掲げる表示物については、一般的には、広告には該当しないものと考えられます。

- (1) 社名と事業名のみを表示
- (2) 社員の募集を目的とする表示
- (3) 会員が一般に公表した情報を伝達することのみを目的として行う表示

本規則第 33 条における広告審査においては、広告に該当するか否かの判断についてもその対象となりますので、本規則の対象とならない広告であっても、審査結果については記録・保管することとなる点については留意してください。例えば、広告を利用し、他の事業者を誹謗中傷することや限られた一部の要素のみを取り上げて、自社があたかも他の事業者よりも優れているかのように強調し広告することは、品位と公正性を欠いた不適切な広告とみなされるものと考えられます。

本規則における景品類とは、不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正取引委

電子メールの送信やダイレクトメールの送付であって、特定の者に対して特定の行為をするように勧め誘う行為であるので広告ではなく勧誘に該当します。

暗号資産関連デリバティブ取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為は、本規則における広告には当たりませんが、「誘引する目的」の有無については、表示の内容、情報提供時の状況、情報の受け手の属性などを考慮の上、個別具体的に判断されるものと考えられます。なお、次の各号に掲げる表示物については、一般的には、広告には該当しないものと考えられます。

- (1) 社名と事業名のみを表示
- (2) 社員の募集を目的とする表示
- (3) 会員が一般に公表した情報を伝達することのみを目的として行う表示

本規則第 33 条における広告審査においては、広告に該当するか否かの判断についてもその対象となりますので、本規則の対象とならない広告であっても、審査結果については記録・保管することとなる点については留意してください。例えば、広告を利用し、他の事業者を誹謗中傷することや限られた一部の要素のみを取り上げて、自社があたかも他の事業者よりも優れているかのように強調し広告することは、品位と公正性を欠いた不適切な広告とみなされるものと考えられます。

本規則における景品類とは、不当景品類及び不当表示防止法第 2 条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和 37 年公正取引委

<p>員会告示第3号) 第1項に規定するものをいいます。</p>	<p>員会告示第3号) 第1項に規定するものをいいます。</p>
<p>第16条第1項関係 公序良俗に照らして不適當な場所等とは、例えば風俗街やギャンブル施設（公営ギャンブルのほかパチンコ等の遊戯施設を含みます。）などが該当するほか、学校等の教育施設、通学路なども該当することとなります。インターネット上の広告においては、ギャンブルや犯罪、性風俗を扇動、あっせん又は推奨するようなサイトやコンテンツが該当し、その中にはヘイト問題を冗長することを目的とするものなども含まれます。なお、明確な根拠を示すことなく暗号資産等関連デリバティブ取引を宣伝するサイトやコンテンツ又は会員との取引を誘引するサイトなどを広告に利用することは、その内容が不適當である可能性があり、また、本規則第5条の第三者による勧誘行為の禁止に抵触するおそれがあることから、適切な広告手段とは言えません。また、公序良俗に照らして不適當な時間の一例として、学童がテレビ放送を視聴するような時間帯にリスク度の高い取引のCMを放映する場合がこれに該当するものと考えられます。</p>	<p>第16条第1項関係 公序良俗に照らして不適當な場所等とは、例えば風俗街やギャンブル施設（公営ギャンブルのほかパチンコ等の遊戯施設を含みます。）などが該当するほか、学校等の教育施設、通学路なども該当することとなります。インターネット上の広告においては、ギャンブルや犯罪、性風俗を扇動、あっせん又は推奨するようなサイトやコンテンツが該当し、その中にはヘイト問題を冗長することを目的とするものなども含まれます。なお、明確な根拠を示すことなく暗号資産関連デリバティブ取引を宣伝するサイトやコンテンツ又は会員との取引を誘引するサイトなどを広告に利用することは、その内容が不適當である可能性があり、また、本規則第5条の第三者による勧誘行為の禁止に抵触するおそれがあることから、適切な広告手段とは言えません。また、公序良俗に照らして不適當な時間の一例として、学童がテレビ放送を視聴するような時間帯にリスク度の高い取引のCMを放映する場合がこれに該当するものと考えられます。</p>
<p>第16条第2項関係 商業広告は本来、衆目を集め、大衆の購買意欲を高めることを目的とするものではありますが、暗号資産等関連デリバティブ取引のように損失を被る可能性のある取引においては、顧客が冷静、かつ、合理的な判断を行った上で取引が実施されなければなりません。したがって会員は、たとえ広告であっても、顧客の冷静かつ合理的な判断を著しく妨げる効果を有する内容は好ましくありません。景品類</p>	<p>第16条第2項関係 商業広告は本来、衆目を集め、大衆の購買意欲を高めることを目的とするものではありますが、暗号資産関連デリバティブ取引のように損失を被る可能性のある取引においては、顧客が冷静、かつ、合理的な判断を行った上で取引が実施されなければなりません。したがって会員は、たとえ広告であっても、顧客の冷静かつ合理的な判断を著しく妨げる効果を有する内容は好ましくありません。景品類の</p>

の提供についても同様であり、例えば、取引数量が増えるごとに段階的に著しく高価な景品を提供することは、景品類の提供方法としては好ましくないものと考えられます。なお、顧客に対して公平な方法と仕組みによって行われる手数料等の割り戻しに相当する行為（いわゆる「キャッシュバック」）については、景品類の提供には該当せず、直ちに本規則は適用されないものの、射幸心又は競争心を煽る程の高い割引率を設定することは、顧客保護の精神に照らしても、望ましくないものと考えられます。

#### 第 16 条第 3 項関係

会員は、本規則第 9 条により、特定の暗号資産等関連デリバティブ取引について、公正な価格形成を損なうおそれのある一定期間継続した過度の勧誘を行うことが禁止されています。したがって広告や景品類の提供も過度な推奨販売につながる恐れのある方法や表現を用いて行ってはなりません。例えば、特定の暗号資産等関連デリバティブ取引を著しく強調することや、連呼するなどの広告表現は、顧客に特定の暗号資産等関連デリバティブ取引を脳裏に刷り込み、あたかも当該暗号資産等関連デリバティブ取引を強く推奨された印象を与える恐れがあり、適切な広告表現ではないものと考えられます。映像によるサブリミナル効果を用いることも同様です。

会員名の一部に特定の暗号資産等又は暗号資産等関連デリバティブ取引の名称が組み込まれている場合には、顧客に特定の暗号資産等関連デリバティブ取引の推奨と受け取られぬように、十分に配慮して広告する必要があります。

提供についても同様であり、例えば、取引数量が増えるごとに段階的に著しく高価な景品を提供することは、景品類の提供方法としては好ましくないものと考えられます。なお、顧客に対して公平な方法と仕組みによって行われる手数料等の割り戻しに相当する行為（いわゆる「キャッシュバック」）については、景品類の提供には該当せず、直ちに本規則は適用されないものの、射幸心又は競争心を煽る程の高い割引率を設定することは、顧客保護の精神に照らしても、望ましくないものと考えられます。

#### 第 16 条第 3 項関係

会員は、本規則第 9 条により、特定の暗号資産関連デリバティブ取引について、公正な価格形成を損なうおそれのある一定期間継続した過度の勧誘を行うことが禁止されています。したがって広告や景品類の提供も過度な推奨販売につながる恐れのある方法や表現を用いて行ってはなりません。例えば、特定の暗号資産関連デリバティブ取引を著しく強調することや、連呼するなどの広告表現は、顧客に特定の暗号資産関連デリバティブ取引を脳裏に刷り込み、あたかも当該暗号資産関連デリバティブ取引を強く推奨された印象を与える恐れがあり、適切な広告表現ではないものと考えられます。映像によるサブリミナル効果を用いることも同様です。

会員名の一部に特定の暗号資産又は暗号資産関連デリバティブ取引の名称が組み込まれている場合には、顧客に特定の暗号資産関連デリバティブ取引の推奨と受け取られぬように、十分に配慮して広告する必要があります。

<p>第 17 条第 1 項関係</p> <p>役職員以外の者に広告物や景品類を配布させる行為も会員が行う広告行為として、会員自らがこれを管理する必要があります。 広告物や景品類の配布は、あくまで単に配ることを指し、広告物や景品類を受け取った相手から、会員や取引の内容を聞かれ、これらに対して具体的な説明を行うことは限りなく勧誘行為に近づくものと考えられます。 勧誘行為は、本規則第 5 条のとおり、暗号資産等関連デリバティブ取引業者又はその役職員に限られますので、他の者には勧誘に当たるような受け答えをさせてはなりません。なお、広告物や景品類を受け取った人から会員への連絡方法を尋ねられたような場面 にあって、広告物や景品類に記載された会員への連絡方法を示す程度の行為は勧誘には 該当しないものと考えられます。</p>	<p>第 17 条第 1 項関係</p> <p>役職員以外の者に広告物や景品類を配布させる行為も会員が行う広告行為として、会員自らがこれを管理する必要があります。 広告物や景品類の配布は、あくまで単に配ることを指し、広告物や景品類を受け取った相手から、会員や取引の内容を聞かれ、これらに対して具体的な説明を行うことは限りなく勧誘行為に近づくものと考えられます。 勧誘行為は、本規則第 5 条のとおり、暗号資産関連デリバティブ取引業者又はその役職員に限られますので、他の者には勧誘に当たるような受け答えをさせてはなりません。なお、広告物や景品類を受け取った人から会員への連絡方法を尋ねられたような場面 にあって、広告物や景品類に記載された会員への連絡方法を示す程度の行為は勧誘には 該当しないものと考えられます。</p>
<p>第 18 条第 3 項関係</p> <p>「暗号資産等関連デリバティブ取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項」とは、例えば次 の各号に掲げる事項をいいます。</p> <p>(1) 遷移前に表示された情報（バナー広告等にて表示されているものを除く。）は、会員が作成し管理しているものではないこと。</p> <p>(2) 法定通貨とは異なり、国や公的機関によりその価値が保証されているものではないこと。</p> <p>(3) 暗号資産等は、その仕組みが破たんした場合には、その価値が失われる場合があること（記録台帳の仕組み又は電子決済手段の価値を安定させる仕組みの破たんを含みます。）。</p> <p>(4) 暗号資産等の価格変動により損失を生じることがあること。</p>	<p>第 18 条第 3 項関係</p> <p>「暗号資産関連デリバティブ取引に際して誤解を生じさせないために必要な事項」とは、例えば次 の各号に掲げる事項をいいます。</p> <p>(1) 遷移前に表示された情報（バナー広告等にて表示されているものを除く。）は、会員が作成し管理しているものではないこと。</p> <p>(2) 法定通貨とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではないこと。</p> <p>(3) 暗号資産は、その仕組みが破たんした場合には、その価値が失われること。</p> <p>(4) 暗号資産の価格変動により損失を生じることがあること。</p> <p>(5) 投資額を上回る損失が生じる可能性がある場合にはその旨。</p>

<p>(5) 投資額を上回る損失が生じる可能性がある場合にはその旨。</p> <p>(6) 取引の内容を十分に理解し、自己の責任をもって行うこと。</p> <p>(7) 暗号資産等は対価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り対価の弁済のために使用することができること。</p>	<p>(6) 取引の内容を十分に理解し、自己の責任をもって行うこと。</p> <p>(7) 暗号資産は対価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り対価の弁済のために使用することができること。</p>
<p>第 20 条第 1 項関係</p> <p>アフィリエイト広告においては、バナー広告等のクリック回数や購入実績等に報酬額が連動することから、他の形態の広告と比較して、アフィリエイトが顧客を直接的に勧誘するインセンティブが強く働くものと考えられます。本規則第 5 条のとおり、暗号資産等関連デリバティブ取引業者以外の者に、顧客に対して暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行わせてはならないとされていますので、会員は、アフィリエイト広告を行う場合においても、アフィリエイト（暗号資産等関連デリバティブ取引業者を除く。）に対し、暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を委託してはなりません。</p>	<p>第 20 条第 1 項関係</p> <p>アフィリエイト広告においては、バナー広告等のクリック回数や購入実績等に報酬額が連動することから、他の形態の広告と比較して、アフィリエイトが顧客を直接的に勧誘するインセンティブが強く働くものと考えられます。本規則第 5 条のとおり、暗号資産関連デリバティブ取引業者以外の者に、顧客に対して暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を行わせてはならないとされていますので、会員は、アフィリエイト広告を行う場合においても、アフィリエイト（暗号資産関連デリバティブ取引業者を除く。）に対し、暗号資産関連デリバティブ取引の勧誘を委託してはなりません。</p>
<p>第 21 条第 3 項関係</p> <p>第三者に口コミを依頼する行為には、会員や役職員が発信した情報の拡散を依頼することも含まれます。ただし、その内容が本規則に規定する広告に該当しない場合には、この規定によって禁止されるものではありません。社内手続きに従って、会員又は会員の役職員が適切に情報発信すること及び自然に情報が拡散することは問題ありませんが、顧客を暗号資産等関連デリバティブ取引に誘引する目的をもって発信する情報の拡散を第三者に依頼する場合には、この規定に抵触します。既に一般公表した、既に取り扱っている又は今</p>	<p>第 21 条第 3 項関係</p> <p>第三者に口コミを依頼する行為には、会員や役職員が発信した情報の拡散を依頼することも含まれます。ただし、その内容が本規則に規定する広告に該当しない場合には、この規定によって禁止されるものではありません。社内手続きに従って、会員又は会員の役職員が適切に情報発信すること及び自然に情報が拡散することは問題ありませんが、顧客を暗号資産関連デリバティブ取引に誘引する目的をもって発信する情報の拡散を第三者に依頼する場合には、この規定に抵触します。既に一般公表した、既に取り扱っている又は今後</p>



<p>後取り扱う予定の暗号資産等関連デリバティブ取引に関する情報についても、会員又は役職員が情報を発信し、自然に拡散することについては特段問題ありませんが、拡散を依頼する場合には、本規則第9条の大量推奨販売禁止ルールに抵触しない態様で行うよう、留意しなければなりません。</p>	<p>取り扱う予定の暗号資産関連デリバティブ取引に関する情報についても、会員又は役職員が情報を発信し、自然に拡散することについては特段問題ありませんが、拡散を依頼する場合には、本規則第9条の大量推奨販売禁止ルールに抵触しない態様で行うよう、留意しなければなりません。</p>
<p>第26条第2項第2号関係          広告を視聴する人の多くが不快を感じる類の表示や表現方法がこれに該当し、例えば、あたかも暗号資産等関連デリバティブ取引が、一攫千金を目論むギャンブルであるかのような強い印象を与える演出などは、同号の品位に欠ける広告に該当するものと考えます。</p>	<p>第26条第2項第2号関係          広告を視聴する人の多くが不快を感じる類の表示や表現方法がこれに該当し、例えば、あたかも暗号資産関連デリバティブ取引が、一攫千金を目論むギャンブルであるかのような強い印象を与える演出などは、同号の品位に欠ける広告に該当するものと考えます。</p>
<p>第27条第1項第1号関係          例えば、次のような表示は、客観的に実証されているとみなすことができないものと考えます。</p> <p>(1) 机上(空想上)の計算に基づく数値を、実績値又は確定値であるかのように表示し、比較するもの</p> <p>(2) 会員では取り扱ったことがない暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱実績等を、会員における実績として表示し、比較するもの</p> <p>(3) ごく少数の顧客等の評価や感想(アンケート結果を含む。)を、一般的な(大多数の)評価であるかのように表示し、比較するもの</p>	<p>第27条第1項第1号関係          例えば、次のような表示は、客観的に実証されているとみなすことができないものと考えます。</p> <p>(1) 机上(空想上)の計算に基づく数値を、実績値又は確定値であるかのように表示し、比較するもの</p> <p>(2) 会員では取り扱ったことがない暗号資産関連デリバティブ取引の取扱実績等を、会員における実績として表示し、比較するもの</p> <p>(3) ごく少数の顧客等の評価や感想(アンケート結果を含む。)を、一般的な(大多数の)評価であるかのように表示し、比較するもの</p>
<p>第27条第1項第2号関係          例えば、次のような表示は、正確かつ適正な引用とはみなされないものと考えます。</p> <p>(1) 暗号資産等関連デリバティブ取引の取扱実績又は手数料率等につ</p>	<p>第27条第1項第2号関係          例えば、次のような表示は、正確かつ適正な引用とはみなされないものと考えます。</p> <p>(1) 暗号資産関連デリバティブ取引の取扱実績又は手数料率等につ</p>

<p>ついて、さらに有利なものがあるにもかかわらず、恣意的に又は十分な調査を行うことなく、それらを対象から除外したうえで表示し、比較するもの</p> <p>(2) 一定の条件の下での実績又は調査結果を、すべての条件の下でも適用されるかのように表示し、比較するもの</p> <p>(3) ごく限られた期間の実績数値又は非常に少数のサンプル調査の結果のみを表示し、比較するもの</p> <p>(4) 調査時期が明示されており、その時点では事実が正確かつ適正に記載されていた内容であっても、現時点では事実と異なるもの</p>	<p>いて、さらに有利なものがあるにもかかわらず、恣意的に又は十分な調査を行うことなく、それらを対象から除外したうえで表示し、比較するもの</p> <p>(2) 一定の条件の下での実績又は調査結果を、すべての条件の下でも適用されるかのように表示し、比較するもの</p> <p>(3) ごく限られた期間の実績数値又は非常に少数のサンプル調査の結果のみを表示し、比較するもの</p> <p>(4) 調査時期が明示されており、その時点では事実が正確かつ適正に記載されていた内容であっても、現時点では事実と異なるもの</p>
<p>第 30 条第 1 項関係</p> <p>例えばセミナー会場などにおいて、具体的な口座開設方法の説明や自社の取扱う暗号資産等関連デリバティブ取引を勧誘する場合には、営業所外における勧誘行為に該当することがあります。この場合には、本項の規定に従い、勧誘に従事した役職員を営業職員簿に記録することとなります。</p>	<p>第 30 条第 1 項関係</p> <p>例えばセミナー会場などにおいて、具体的な口座開設方法の説明や自社の取扱う暗号資産関連デリバティブ取引を勧誘する場合には、営業所外における勧誘行為に該当することがあります。この場合には、本項の規定に従い、勧誘に従事した役職員を営業職員簿に記録することとなります。</p>
<p>第 31 条第 1 項関係</p> <p>対面営業、インターネットを通じた非対面営業の別に関わらず、会員は、営業責任者を定める必要があります。この場合、</p> <p>①顧客との取引によって得られる会員の収入に対し責任を負う者、</p> <p>②顧客の獲得に責任を負う者、</p> <p>③顧客に提供する暗号資産等関連デリバティブ取引の方法を決定する者、</p> <p>などが適任者の候補として考えられます。なお、内部統制管理の観</p>	<p>第 31 条第 1 項関係</p> <p>対面営業、インターネットを通じた非対面営業の別に関わらず、会員は、営業責任者を定める必要があります。この場合、</p> <p>①顧客との取引によって得られる会員の収入に対し責任を負う者、</p> <p>②顧客の獲得に責任を負う者、</p> <p>③顧客に提供する暗号資産関連デリバティブ取引の方法を決定する者、</p> <p>などが適任者の候補として考えられます。なお、内部統制管理の観</p>

<p>点からは、小規模の会員であっても、営業責任者は、社長以外の者を任命することが好ましいと考えます。</p>	<p>点からは、小規模の会員であっても、営業責任者は、社長以外の者を任命することが好ましいと考えます。</p>
<p>第 34 条第 1 項関係 顧客が無登録業者との識別が容易にできるようにするための一つの方法として、本店及び営業所（営業所については顧客と応接する場所に限り、）の入り口付近など 訪問者が容易に発見することができる場所に登録証を掲げることとします。登録証は協会が別に提示する見本に従い、各会員が作成することとします。ただし、暗号資産等関連デリバティブ取引業を廃業した場合又は当協会を退会した場合には、直ちに登録証を廃棄しなければなりません。</p>	<p>第 34 条第 1 項関係 顧客が無登録業者との識別が容易にできるようにするための一つの方法として、本店及び営業所（営業所については顧客と応接する場所に限り、）の入り口付近など 訪問者が容易に発見することができる場所に登録証を掲げることとします。登録証は協会が別に提示する見本に従い、各会員が作成することとします。ただし、暗号資産関連デリバティブ取引業を廃業した場合又は当協会を退会した場合には、直ちに登録証を廃棄しなければなりません。</p>
<p>第 35 条第 2 項関係 例えば FX は Foreign Exchange、すなわち外国為替証拠金取引の略称として定着しています。暗号資産等は、法定通貨との誤認防止を義務付けられてもいますので、暗号資産等のスポット・ローリング方式による取引を FX と称することは好ましいものとはいえ、FX という名称を用いる場合には少なくとも、顧客の誤認を生ぜしめないよう、外国為替証拠金取引とは異なるものであることを説明するなど誤認防止のための措置をとる必要があります。「取引所」という用語も、金融商品取引法等により定義された用語と同一又は類似した用語であることを踏まえると、暗号資産等関連デリバティブ取引において金融商品取引法等の概念と誤認されるおそれがある用語を使用する場合には誤認防止のための措置をとる必要があります。</p>	<p>第 35 条第 2 項関係 例えば FX は Foreign Exchange、すなわち外国為替証拠金取引の略称として定着しています。暗号資産は、法定通貨との誤認防止を義務付けられてもいますので、暗号資産のスポット・ローリング方式による取引を FX と称することは好ましいものとはいえ、FX という名称を用いる場合には少なくとも、顧客の誤認を生ぜしめないよう、外国為替証拠金取引とは異なるものであることを説明するなど誤認防止のための措置をとる必要があります。「取引所」という用語も、金融商品取引法等により定義された用語と同一又は類似した用語であることを踏まえると、暗号資産関連デリバティブ取引において金融商品取引法等の概念と誤認されるおそれがある用語を使用する場合には誤認防止のための措置をとる必要があります。 また、スワップ又はスワップポイントは、FX 市場においては交換</p>

また、スワップ又はスワップポイントは、FX 市場においては交換される法定通貨の金利差の調整を図るために用いるものであることから、金利が明らかになっていない暗号資産等に係る暗号資産等関連デリバティブ取引において同様の用語を安易に用いると、顧客の誤解を招く恐れがあり、好ましくないものと考えられます。

される法定通貨の金利差の調整を図るために用いるものであることから、金利が明らかになっていないの暗号資産に係る暗号資産関連デリバティブ引において同様の用語を安易に用いると、顧客の誤解を招く恐れがあり、好ましくないものと考えられます。